

多摩市立図書館における

市民協働の具体的方策について

( 答 申 )

平成20年4月28日

多摩市図書館協議会

はじめに

多摩市図書館協議会（以下協議会という）は、平成19年（2007年）6月4日付で、図書館長から「多摩市立図書館における市民協働の具体的方策」について、諮問を受けました。図書館が時代に取り残されず、市民の要求実現のために良質なサービスを提供しようとするれば、利用者の視点で図書館を見直すこと、市民と図書館とが知恵を出し合って図書館づくりをすすめること、これらが是非とも肝要であるとの見地から、「市民参加の具体的な内容と手法を協議、提案してほしい」との趣旨でした。

協議会は、平成18年（2006年）4月24日付の答申「これからの図書館サービスのあり方について－図書館職員の専門性－」のなかで”市民協働の促進”を提言しております。今回の諮問は、今期の多摩市図書館協議会がこの提言を更に前進させ、具体策を示すことを求められたものと受けとめました。

この諮問の検討期間は、平成19年6月から平成20年2月まで、通算5回の定例会を開いて話し合いました。しかし、この短い期間では時間が足りず、「市民協働の具体的な方策」について充分議論したり、提案したりすることは出来ませんでした。

協議会では主に、市民協働とは何か、協働を実現するために行政や市民は何をしなければならないか等々、「図書館を発展させるための市民協働の基盤となるべき案」について討議を重ねました。

各委員の意見をもとに、以下にまとめたものを以て、答申といたします。

平成20年 4月 28日

多摩市図書館協議会 会長 竹中 淑子

## 1, 市民協働とは

協議会は、前回の答申でも言及したように、市民と図書館職員が「協働」して図書館の質を向上させるためには、

①図書館が多摩市直営として今後も継続されること

②専門的な知識と豊かな経験を備えた職員が安定的に配置されること

上記2点が重要であると考えました。

協働は、市民と行政の安定したコミュニケーションのもとで、実現するものです。図書館行政の公共性が保ちにくい「指定管理者制度」や「民間委託制度」を導入した図書館のもとでは、市民協働の成功は期待できません。また、図書館についての市民の要求やさまざまな意見に的確に応じるためには、専門職員の配置が不可欠です。

更に、協議会では市民協働を、行政と市民が対等な立場で図書館について考える場であり、それによって図書館サービスが発展するだけでなく、より多くの図書館の理解者を育てるさまざまな活動にとらえました。そのような協働活動を生み出すために、まず必要となるのは、行政の”市民の声をきく”姿勢です。市民協働を単なる行政のパフォーマンスに終わらせないためにも、ていねいに市民の声に耳を傾けていただきたいと思います。そして、図書館が更に身近で親しみやすい存在になったとき、市民の中に、自分たちの手で図書館を育てていこうという意識が生まれてくるのではないのでしょうか。

## 2, 多摩市立図書館の市民協働の現状

現在、多摩市立図書館で行われている協働活動として以下のものが上げられました。おはなし会、障がい者サービス、絵本かたりかけ事業、夏休み中学生ボランテ

ィア、市民討議会の実行委員会、多摩ニュータウン資料を活用した講座、等。

これらをみると、そのほとんどがボランティア活動です。そこで、協議会では「市民協働」と「ボランティアの活用」が混同されないようその違いを明確にし、ボランティアのあり方についても再確認する必要があると考えました。

ボランティアとは、自分の意思によって自発的に奉仕活動をする人であり、その活動には無償性や社会的な意義等が求められます。図書館がボランティアを活用する場合、決して人手不足の解消手段としたり、また”仕事の丸投げ”であったりしてはなりません。また図書館は、ボランティアの”受け入れ方針”や”受け入れの目的”を明らかにし、主導権をもってあたることが大切です。

市民協働には、当然ボランティアによる活動も含まれます。しかし協働による活動はそれだけではありません。市民が自立的に図書館と関わり、対等の立場で図書館について考え、提言し、必要に応じて支えること、それが協働活動の基本であり、目的です。

多摩市立図書館の現在の協働は、ボランティア活動に重点が置かれていますが、協働のさまざまな可能性を探るためには、もっと広い視野から考える必要があるのではないのでしょうか。

### 3. 利用者懇談会の設置とその具体策

市民協働の可能性を探るには、まず、市民が図書館に何を望んでいるのか、図書館の存在をどのように考えているのかを知らなければなりません。そこで協議会は、協働の第一歩として、直接市民の意見を汲み上げる”しかけ”である利用者懇談会の設置を提案します。

利用者懇談会の設置は前述したように、前協議会からの懸案事項です。これを機

会に利用者懇談会の永続的な設置を実現されるよう望みます。

利用者懇談会の持ち方にはさまざまな方法が考えられます。

(1)行政主導の懇談会は、人も集まりやすく、テーマや方向性がはっきりしていれば意見も出やすいなどの利点があります。また、現在図書館でボランティア活動をしている人たちを核にして話し合いの会を開いたり、各分館単位でそれぞれの利用者に呼びかけて気楽な集まりを開き、意見を聞くということも実現しやすいでしょう。

(2)市民主導の場合。市民の側からきっかけをつくるのは難しいのですが、気楽に集まって図書館について何でも話し合うほうが、垣根が低くて参加しやすいという考え方もあります。時間をかけて話し合ううちに、市民の視点から、思いがけない発見、提案、目標等が出てくる可能性があります。この市民主導の懇談会にも、必ず図書館側から出席者は出さねばなりません。

いずれの場合も、利用者懇談会は現利用者だけでなく、全ての市民を対象にする必要があります。潜在的利用者の図書館への要望や、非利用者の利用しない理由などに耳を傾けることが、図書館サービス向上の重要な手がかりになるはずです。

また利用者懇談会は、単発のイベント的なものでは効果は期待できません。どのような形のものであれ、継続的に開かれることで、図書館と市民双方に互いへの理解が生まれ、市民協働の具体的な方策、進むべき方向が見えてくるのです。

利用者懇談会を開催する上で最も大切なことは、懇談会で出た意見や要望をただ聞くだけでなく、それを図書館がどのように受けとめたかをはっきり示すことです。

市民の声を汲み上げ、それを図書館の運営やサービスにどう生かすか、そのためのシステムを作る必要があります。また、意見や要望が受け入れられない場合も、それがどういう理由なのか図書館の立場から説明するべきです。ここでは図書館員の

専門性が問われます。知識と経験のある図書館員との交流によって図書館の良き理解者を増やし、彼ら（彼女ら）とともに真に意味のある協働活動を展開することが出来るはずです。

#### 4. その他の市民協働に関する意見

協議会の定例会では、ほとんどの時間を利用者懇談会についての討議に費やしましたが、市民協働の具体的な案として次のような考えも示されました。

協働活動をあまり難しく考えず、気楽に自分の出来ることとしてとらえてはどうか。例えば、館内の美化、整理整頓、案内など、市民が気持ちよく利用できるような働きかけ、また高齢者向けに本を紹介したりする集まりなど。

協働活動には子どもの読書に関するものも必要であるとの意見もありました。

おわりに

最後に協議会について一言触れておきます。「多摩市図書館協議会は館長の諮問機関であると同時に、(委員である)市民も参加して図書館運営に関して直接意見を述べる事が出来る」という意味で、市民協働の場であるとも言えます。市民協働を目指す市や図書館には、今後も協議会を充実させ、ここでの意見や提言を図書館活動や施策に反映させることを望みます。

市民協働の具体案を提示するようという館長の諮問に応えることはできませんでしたが、協議会としては、利用者懇談会が十分に機能して、そこから市民協働のさまざまなアイデアが生まれることを期待しています。そして、協議会と利用者懇談会、役割の異なるふたつの会がそれぞれの立場から、多摩市立図書館が目指すより良い図書館づくりをサポートすることを願っています。

## 協議経過

回	定例会開催日		協議内容
1	平成19年度第1回定例会	平成19年 6月 4日	図書館長より「多摩市立図書館における市民協働の具体的方策について」諮問
2	平成19年度第2回定例会	平成19年 7月 9日	図書館における市民協働について 図書館友の会、利用者懇談会の意見
3	平成19年度第3回定例会	平成19年10月26日	図書館における市民協働についての意見
4	平成19年度第4回定例会	平成19年11月26日	利用者懇談会の開催、具体的協働についての意見
5	平成19年度第5回定例会	平成20年 2月 4日	答申の案についての意見
6	平成20年度第1回定例会	平成20年 4月28日	答申のまとめ

多摩市図書館協議会 委員名簿

任期 平成18年5月1日～平成20年4月30日

区分	氏名	構成	備考
会長	竹中 淑子	中央大学講師	
副会長	堀江 亜子	著述、朗読講師（市民公募）	
委員	平野紀美子	情報専門員（市民公募）	
”	鈴木久美子	多摩市文庫連絡協議会	
”	泉 直 樹	元瓜生小学校校長	任期 平成20年3月31日まで
”	板 垣 仁	諏訪中学校副校長	
”	新谷香津子	福祉関係者	
”	堤 康次郎	生涯学習関係者	

19多教生図第169号  
平成19年6月4日

多摩市図書館協議会  
会長 竹中 淑子 殿

多摩市立図書館長  
倭文 純子

多摩市立図書館における市民協働の具体的方策について（諮問）

標記の件について、図書館法第14条第2項の規定に基づき、諮問します。

現在、多摩市の図書館では、図書館をより活発に利用いただけるよう、市民や関係機関等と協力・連携しながら、子どもの読書活動の推進をはじめとするさまざまな取組みを進めています。

今後、さらに利用しやすく、役に立つ図書館をめざして、時代に対応した図書館サービスを構築していきたいと考えています。

そのためには、利用者の視点で図書館をとらえ、市民の方々と図書館が知恵と力を出し合って、よりよい図書館づくりを進めることが肝要です。

また「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン（第四次多摩市総合計画 後期基本計画）」においては、まちづくりの優先分野の一つとして、「だれもが自分らしく、まなび、育ち、自立できるまちづくり」が示されているところです。

このようなことを背景に、多摩市立図書館において、市民が担い手として参加できる具体的な内容と手法を協議し、提案していただくようお願いします。